

介護保険 住宅改修の利用について

支給限度基準額

要介護(支援)認定者1人に対して20万円

(注)介護保険における住宅改修費は、かかった費用の1～3割が利用者の負担となります。

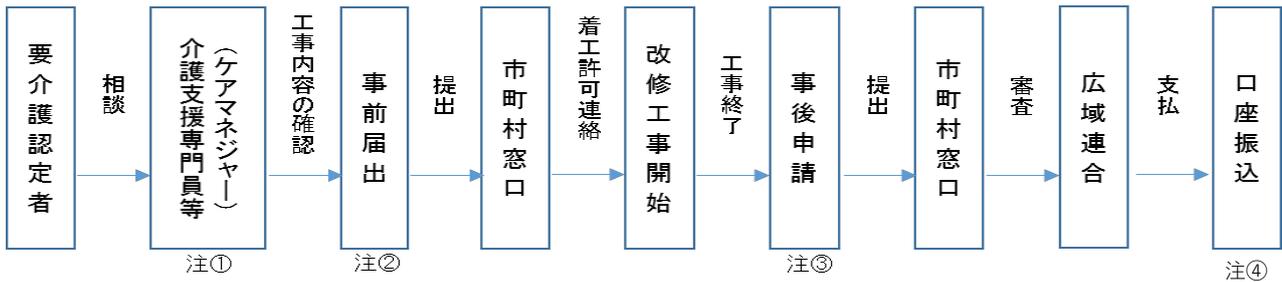
なお、支給限度額の20万円を超えた金額は自己負担となります。

対象となる工事内容

1 手すりの取付け
廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、二段式、縦付け、横付け等その利用する場所に応じた手すりの設置。
2 段差の解消
居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差、玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するため、敷居を低くする、スロープや三角材の固定、浴室の床のかさ上げ等の工事(昇降機やリフトを設置する工事は含まない。)
3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
居室の床を畳敷きから板製床材等へ変更、浴室においては転倒防止のため滑りにくい床材に変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更(いずれの変更においても、移動面に係る材料の変更が対象となるため、日常生活動線に関わらない面に係る費用は含まない。)
4 引き戸等への扉の取替え
開き戸を引き戸や折れ戸、アコーディオンカーテン等に取り替え(扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置を含む。ただし、自動ドアの動力部分に係る費用は含まない。)
5 洋式便器等への便器の取替え
和式便器を洋式便器に取り替え(ただし、すでに洋式便器であるものに暖房便座や洗浄機能等の追加工事を行う場合や、非水洗便所を水洗化又は簡易水洗化する場合の費用は含まない。)、既存便器の位置や向きの変更。
6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
○手すりの取付けのための壁の下地補強。 ○浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事。 ○スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置。 ○床材の変更のための下地の補強や根太の補強。 ○扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事。 ○便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)や床材の変更 など

※住宅改修FAQも併せてご確認ください。

手続きの流れ



- 〈注①〉
- 改修を始める前に、介護サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は地域包括支援センター等に改修工事を行いたいことを連絡、相談してください。
 - 相談を受けた介護支援専門員等は、要介護認定者の心身の状況や住宅環境を確認し、住宅改修が必要な理由書の記載を行い、工事施工業者と改修内容の調整にあってください。
 - 原則として、いったん費用の全額を支払い、後で申請により保険給付分費用の9割から7割の払い戻しを受ける「償還払い」となります。また、一時的な経済的負担の軽減を図るため、利用者が費用の1割から3割（給付減額適用者は最大4割）のみを事業者を支払い、残りの保険給付はその支給に関する受領の権限を事業者に委任することで、広域連合が直接事業者を支払う「受領委任払い」を利用することができます。

◆改修工事は、届出書を提出し、着工許可連絡を受けた後に着工してください。

- 〈注②〉
- 事前届出の際に必要な書類
 - (ア)住宅改修実施届出書
 - (イ)住宅改修が必要な理由書(介護支援専門員等が記載します)
 - (ウ)工事費内訳書(見積書)(申請の対象となる工事分が区分されたもの)
 - (エ)図面(工事箇所及び施工内容を確認できるもの)
 - (オ)工事箇所ごとの改修前写真(撮影年月日を写真内に入れたもの)
 - (カ)住宅改修に伴う承諾書(住宅の所有者と改修費の支給を受ける被保険者が異なる場合)
- ※東三河広域連合が必要と判断する場合は、上記以外の書類を個別に求める場合があります。

- 〈注③〉
- 事後申請の際に必要な書類
 - ※「①償還払い」と「②受領委任払い」は、それぞれ様式等が異なります。
 - ①償還払いの場合
 - (ア)住宅改修費支給申請書
 - (イ)工事費用の被保険者宛て領収証原本
 - (ウ)領収証の写し
 - (エ)完成後の状態を確認できる写真(撮影年月日を写真内に入れたもの)
 - (オ)工事費内訳書(事前届出と同様の場合は省略可)
 - (カ)委任状(家族等の口座に振込希望の場合)

②受領委任払いの場合

(ア)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)

(イ)工事費用の被保険者宛て領収証原本

(ウ)領収証の写し

(エ)完成後の状態を確認できる写真(撮影年月日を写真内に入れたもの)

(オ)工事費内訳書(事前届出と同様の場合は省略可)

※給付制限(支払い方法の変更)対象者は、受領委任払いは利用できません。(給付額減額のみ場合は受領委任払いが利用できます。)

〈注④〉 ○申請書の書類審査が終了後、申請書に記載された指定口座に振り込みます。

留意事項

- (1) 市町村からの着工許可連絡を受ける前に工事を開始した場合、改修費の支給を受けることができません。
- (2) 住宅改修に係る費用のうち、支給対象と支給対象外となる費用の区分は、対象部分の抽出や按分などにより適切に算出してください。
- (3) 改修費の支給が限度額以内の場合は、後日別な工事を行った費用に対してその差額分の支給を受けることができます。
- (4) 「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合や転居した場合には、再度20万円を限度に改修費の支給を受けられることがあります。
- (5) 1つの住宅に複数の要介護認定者がいる場合、1人の被保険者に対して20万円の限度額となります。ただし、同時に改修を行う場合、それぞれの改修範囲が重複しないように申請を行う必要があります。届出の際、被保険者それぞれの改修部分を特定できるように見積書、施工説明の図面を記載してください。
- (6) 新築、又は新たに居室等を設けるような増築は対象となりません。ただし、廊下の拡幅にあわせて手すりを取付ける場合、便所の拡張にあわせて和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ対象となります。
- (7) 被保険者またはその家族等が自ら工事を行うような場合、材料の購入費を対象経費とすることから、工事費内訳書(見積書)の代わりに、材料を販売したものが発行する領収書と材料の内訳がわかる書類をあわせて添付してください。
- (8) その他の留意事項については各種通知通達その他、東三河広域連合ホームページに掲載の東三河広域連合住宅改修FAQをご確認ください。

東三河広域連合 福祉事業部 介護保険課

〒440-0806 豊橋市八町通二丁目 16 番地 豊橋市職員会館 5 階 ☎0532-26-8468,8469

各市町村問い合わせ先

・豊橋窓口 〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地 (豊橋市役所 長寿介護課内) ☎0532-51-3130	・田原窓口 〒441-3492 田原市田原町南番場 30 番地 1 (田原市役所 高齢福祉課内) ☎0531-23-3217
・豊川窓口 〒442-8601 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地 (豊川市役所 介護高齢課内) ☎0533-89-2173	・設楽窓口 〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地 (設楽町役場 町民課内) ☎0536-62-0519
・蒲郡窓口 〒443-8601 蒲郡市旭町 17 番 1 号 (蒲郡市役所 長寿課内) ☎0533-66-1176	・東栄窓口 〒449-0214 北設楽郡東栄町大字本郷字大沼 1 番地 1 (東栄保健福祉センター 福祉課内) ☎0536-76-1815
・新城窓口 〒441-1392 新城市字東入船 115 番地 (新城市役所 高齢者支援課内) ☎0536-23-7688	・豊根窓口 〒449-0403 北設楽郡豊根村下黒川字蕨平 2 番地 (豊根村役場 住民課内) ☎0536-85-1313